

平成27年度 税制改正の概要をお知らせします

税務課市民税係 ☎ 1134

軽自動車税

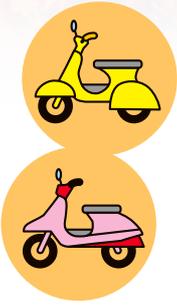
平成27年度から
軽自動車税の税率が
変わります

地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が引き上げられます。車両の種類や新規登録の年月によって適用される税率が異なりますので注意してください。

また、軽自動車税は、その年の4月1日時点の所有者に課される税金です。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくこととなります。廃棄、譲渡などにより、すでに車両をお持ちでない場合は、早めに廃車手続きをしてください。

原動機付自転車 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車

既に登録されている車両も含めて全車両に対して平成27年度から新税率が適用されます。



原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の税率表

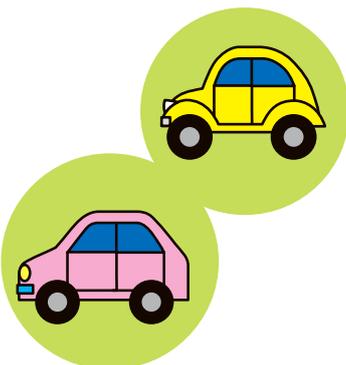
車種区分		現在の税率 (平成26年度まで)	改正後 (平成27年度以降)
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量 50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量 90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	総排気量 ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車（軽二輪）	総排気量 125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc超	4,000円	6,000円

三輪、四輪以上の軽自動車

新車として新規登録された年月により、現行税率、新税率、重課税率（平成28年度から適用）のいずれかの税率になります。

新税率：平成27年4月1日以降に新車として新規登録を受ける車両から適用されます。平成27年3月31日以前に新規登録を受けた車両は、現行税率が引き続き適用されます。

重課税率：三輪以上の軽自動車から、最初の新規登録から13年を経過した車両に対して翌年度から課される税率で、平成28年度から適用されます。（電気自動車などを除く）
※最初の新規登録とは、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」のことです。



軽三輪、軽四輪の税率表

車種区分		現在の税率を適用		平成27年度から適用	平成28年度から適用
		平成27年3月31日以前に新規登録された車両		平成27年4月1日以降に新規登録する車両	新規登録から13年を経過した車両
三輪のもの		3,100円		3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

市・県民税

住宅ローン控除の延長・控除限度額の拡充

住宅ローン控除について、居住年の適用期限を平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長するとともに、このうち、平成26年4月～平成29年12月に居住用に供した場合は、控除限度額が拡充されます。

	改正前	改正後	
居住年	～平成25年12月31日	平成26年1月31日～3月31日	平成26年4月1日～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得額等の5% 最高(97,500円)	所得税の課税総所得額等の5% 最高(97,500円)	所得税の課税総所得額等の7% 最高(136,500円)

※平成26年4月1日～平成29年12月31日までの金額は、新たな消費税率で住宅を取得等した場合であり、それ以外の場合における控除限度額は現行と同様です。
 ※所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、上記の範囲内で市・県民税から控除するものです。

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等および配当に係る軽減税率（所得税7%、市・県民税3%）が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、本来の税率（所得税15%、市・県民税5%）が適用されます。

●上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例措置の廃止

改正前	改正後
平成21年分～平成25年分	平成26年分～
3% (市民税1.8%) (県民税1.2%) *所得税7%	5% (市民税3%) (県民税2%) *所得税15%

*平成25年から平成49年までの各年分の所得税の確定申告の際には、基準所得税と併せて、復興特別所得税（原則としてその年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した額）を申告・納付することになります。

●上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する特例措置の廃止

	改正前	改正後
区分	平成21年分～平成25年分	平成26年分～
金融商品取引業者等を通じた売却など	3% (市民税1.8%) (県民税1.2%) *所得税7%	5% (市民税3%) (県民税2%) *所得税15%
上記以外	5% (市民税3%) (県民税2%) *所得税15%	



法人市民税

法人市民税法人税割の税率の引き下げ

地域間の税金の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、平成26年10月1日以降に開始する事業または連結事業年度から法人市民税法人税割の税率を引き下げるとともに、引下げ分に相当する地方法人税（国税）を創設し、その税収全額が地方交付税原資とされます。

事業年度の開始日	法人税割の税率
平成26年9月30日まで	12.3%
平成26年10月1日以降	9.7%

措置 予定申告における経過

法人税割の税率の改正に伴い、平成26年10月1日以降に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額は、次の算式で求めた金額となります。

	予定申告税額
経過措置による計算式	前事業年度分の法人税割額 × 4.7 ÷ 前事業年度の月数
通常の計算式	前事業年度分の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数